

無断転用防止で 大切な農地を守ろう！

農地の転用には許可申請
が必要です

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地で無くすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅（倉庫）用地や駐車場、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

なぜ許可申請が必要？

農地は、人々の存在に欠かせない食料の大切な生産基盤です。

特に、耕地面積が狭いうえに人口が多いわが国では、食料の自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象になります。地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性（農地として活

用できる状態）がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作されている土地も農地と見なされます。

一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置場、砂利採取場、プレハブ倉庫の設置などとして利用する場合も転用になり申請が必要です。

農業用施設用地として転用する場合には？

自己の農地の保全または利用上必要な施設（耕作用の道路、用水路、土留工、防風林等）に転用する場合には申請は必要ありません。また、温室、畜舎、作業場等農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が2a未満で、コンクリート舗装しないものであれば同様です。

農地は、農用地区域内農地とそれ以外の農地とに分かれており、農用地区域内の農地については、原則不許可で、転用のためには事前に区域の除外が必要になります。転用許可制度については2

つのケースがあり、自分の所有する農地を転用する場合（農地法4条）と第3者の農地を買ったり借りたりして転用する場合（農地法5条）があり、いずれも許可権者は県知事となっています。

許可なく転用したら？

無断転用には、厳しい罰則が設けられています。

許可を受けずにおこなった行為は、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、現状回復などを命ずることができます。

また、これらに違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下の罰金等が科せられます。

相談は農業委員会に！

農地転用の申請受付は農業委員会でおこなっています。転用に関する相談や苦情、また詳しい手続き方法についても、農業委員会事務局（☎57-1111内線230）か、お近くの農業委員までお気軽にご相談ください。

国民年金保険料の 納付が困難な方へ

○国民年金保険料申請免除制度について
所得が少ない・失業中・災害などの理由で国民年金を納めるのが困難な方は、申請して承認されると保険料納付が免除されます。

一年分（平成16年7月～平成17年6月）の免除を希望される方は、町民福祉課年金係へ7月から8月までの間に、印鑑を持ってお越しください。

（失業が理由の場合は、事実を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書の写しが必要）

本町でも失業者が増加傾向にあります。保険料を未納のままにせず免除の申請をしましょう。未納のままでは、将来年金を受けられない場合や、病気や事故で重症となっても障害基礎年金を受けられない場合があります。

「詳しいお問い合わせは」

町民福祉課年金係

（☎57-1111内線235）

宮之城敬老園の 移管先募集

宮之城敬老園は、行政改革推進の一環として民間の社会福祉法人に移管（譲渡）するため移管先を募集します。

〔応募の資格〕

社会福祉施設を運営している社会福祉法人か、宮之城敬老園を運営するため新たに社会福祉法人を設立しようとする者で、宮之城町、鶴田町、薩摩町のいずれかに住所を有すること。

〔移管の条件〕

移管に際して条件等がありますので、詳しくは宮之城町役場保健福祉課にお問い合わせください。

〔施設案内〕

施設の見学及び運営等についての質問等は、事前に宮之城敬老園（☎55-9850）へご連絡ください。

〔募集期限〕

平成16年7月15日（木）

「詳しいお問い合わせは」

宮之城町役場保健福祉課

☎53-1111

（内線120・122）